

## 生駒市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により実施した令和2年度第1回定期監査の結果について、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月29日

生駒市監査委員 東 良 徳 一

生駒市監査委員 平 松 亜 矢 子

生駒市監査委員 白 本 和 久

### 記

#### 1 監査の種別

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

#### 2 監査の期間

令和2年9月29日から令和2年12月24日まで

#### 3 監査の対象

市長公室	人事課
総務部	防災安全課（消費生活センターを含む。）、契約検査課
市民部	市民課
福祉健康部	介護保険課、健康課、地域医療課、国保医療課
都市整備部	都市計画課（学研推進室、住宅政策室を含む。）、みどり公園課（花のまちづくりセンターを含む。）、建築課
上下水道部	総務課、工務課（浄水場を含む。）、
消防本部	総務課、予防課、警防課、消防署
議会事務局	

#### 4 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に従い適正かつ効率的に行われているかについて、関係諸帳簿等の確認を行うとともに必要に応じて関係職員からの事情聴取等を行い実施した。

なお、本年度は、契約事務が法令に従い適正に処理されているか及び現金の取扱事務が適正に行われているかについてを重点項目として監査を行った。

#### 5 監査の結果

生駒市監査基準に準拠し監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行は概ね適正かつ効率的に処理されていると認められた。

事務処理上改善・検討を要する事項のうち軽微な事項については、その都度担当職員に所見を述べるとともに、指導を行った。

各課の監査結果については、別紙のとおりである。

(別紙)

## 市長公室

### 人事課

1 監査実施日 令和2年12月22日～24日

2 監査結果

(1)歳入について

職員互助会の庁舎等使用に伴う光熱水費負担金、雇用保険料個人負担金等の収入事務について、歳入予算差引簿、調定伝票、収入伝票その他関係資料を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 職員研修に係る支出事務について

職員研修等事前協議書、旅行命令簿、復命書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

一般財団法人地域活性化センターに対する令和2年度研修負担金の支出について、市の職員を当該法人で研修させるために市が当該法人と締結した協定書及び支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、当該協定書は当該支出に係る予算の裏付けのない令和元年度中に締結されていた。地方自治法第232条の3では「支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と規定しており、令和2年度予算の執行を伴う内容を含む当該協定の令和元年度中での締結はこの規定に反する。今後、同様の協定を締結する場合は法令等に従って適正に事務を執行するよう求めた。

その他、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)その他の事項について

ア 時間外勤務の処理について

1課を抽出し、時間外勤務命令簿、出勤簿等を照合・確認したところ、確認した範囲内において適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 総務部

### 防災安全課（消費生活センターを含む。）

1 監査実施日 令和2年10月26日～10月30日、11月17日

2 監査結果

## (1)歳入について

### ア 自動車駐車場使用料の収入事務について

生駒駅南自動車駐車場、バルテラスいこま自動車駐車場及び生駒駅北地下自動車駐車場の使用料に係る収入事務について、抽出により日報、レシート、領収書(控)、調定伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ 臨時運行許可書発行手数料の収入事務について

臨時運行許可申請書、許可台帳、領収書(控)等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されていたが、窓口で受領した現金を指定金融機関へ払い込む処理について、概ね2週間分をまとめて払い込んでいたが、生駒市会計規則第13条第1項では、現金を直接収納したときは、「領収書を納付者に交付し、納付書にその現金等を添え、特別の事情がない限り、翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。」と規定されており、今後、この規定に従って適正に処理するよう口頭で指導した。

## (2)歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等関係書類を閲覧・確認したところ、平成30年度に締結された情報配信システムの利用契約書は、毎年度自動で更新されるように定められていた。地方自治法第232条の3では、「支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定しており、また、同法第208条（会計年度及びその独立の原則）により、歳出予算に基づく契約は当該年度に限って行われるものであり、次年度以降の支出を伴う契約を締結するには、継続費、債務負担行為など同法の規定に基づく予算措置が必要であることから、毎年度契約を締結するなど契約の見直しを求めた。

その他、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 契約検査課

1 監査実施日 令和2年10月21日～10月22日

2 監査結果

### (1)歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (2)その他の事項について

契約検査課が執行する建設工事及び建設コンサルタント等業務に係る入札事務について、抽出により入札執行依頼書、入札執行起案、落札者決定起案等関係書類等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 市民部

### 市民課

1 監査実施日 令和2年12月8日～12月10日

#### 2 監査結果

##### (1)歳入について

市民課窓口、本庁舎キオスク端末及び市民サービスコーナーにおいて発行した証明書（住民票の写し、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書等）の発行手数料の収入事務について、抽出により各種証明書等交付申請書、手数料集計表、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (2)歳出について

###### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

###### イ 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 福祉健康部

### 介護保険課

1 監査実施日 令和2年12月14日～12月17日

#### 2 監査結果

## (1)歳入について

### ア 介護保険料の徴収事務について

抽出により調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ 財産収入について

特別養護老人ホーム用地の貸付けに係る事務について、契約書、調定伝票等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (2)歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ 給付事務について

介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、高額介護サービス費等の給付事務について9月決定分を抽出し、支給申請書、領収書及びチェックリスト等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### ウ 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 健康課

1 監査実施日 令和2年11月24日～11月27日

2 監査結果

### (1)歳入について

#### ア 各種健診、講座等の個人負担金等の収入事務について

抽出により日計表、収入月計表、調定伝票、歳入予算差引簿等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 市有土地及び物件賃貸料収入について

セラビーいこまメディカル棟の一部と生駒市介護老人保健施設やすらぎの杜優楽の一部の貸付けに係る事務について、契約書、調定伝票、収入伝票、行政財産使用許可関係書類、歳入予算差引簿その他関係資料について照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されてお

り、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (2) 歳出について

### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札執行関係書類、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等を遵守し適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### イ 補助金等の支出事務について

妊婦一般健康診査補助金、一般不妊治療費助成、妊婦特別給付金等の支出事務について、支出負担行為伺書、交付申請書類、予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 地域医療課

1 監査実施日 令和2年11月4日～11月5日

2 監査結果

### (1) 歳入について

生駒市立病院文書交付手数料等の収入事務について、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 国保医療課

1 監査実施日 令和2年11月30日～12月3日

2 監査結果

### (1) 歳入について

#### ア 国民健康保険税の収入事務について

調定伝票等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 後期高齢者医療保険料の収入事務について

調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に

基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 未熟児養育医療自己負担金の収入事務について

自己負担金の納入通知書写、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 国民健康保険に係る給付事務について

高額療養費、出産育児一時金、葬祭費等の給付事務について、抽出により支給申請書、支給台帳等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入も適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 都市整備部

### 都市計画課（学研推進室、住宅政策室を含む。）

1 監査実施日 令和2年9月29日～10月1日

2 監査結果

(1)歳入について

ア 用途証明等発行手数料等の収入事務について

用途証明等発行手数料及び白地図等売払いに係る収入等について、領収書(控)、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 財産収入について

アコールいこまプレミエメゾン202号室・203号室及び駐車場用地の貸付に係る収入事務について、契約書、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、契約書の契約保証金に関する事項についての記載漏れが1件、契約保証金免除に係る適用条項の記載誤りが1件あり、それぞれ適正に処理するよう口頭で注意した。その他、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) 現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

### みどり公園課（花のまちづくりセンターを含む。）

1 監査実施日 令和2年10月6日～10月8日

#### 2 監査結果

##### (1) 歳入について

#### ア 公園占用料の収入事務について

公園の占用許可書控、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 生駒山麓公園ふれあいセンター使用料等の収入事務について

生駒山麓公園ふれあいセンター使用料及び山麓公園駐車場使用料について、抽出により売上日計表、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### ウ 屋外広告物審査手数料の収入事務について

収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### エ 花のまちづくりセンター使用料等の収入事務について

花のまちづくりセンターの研修室使用料及び講座・教室等負担金等について、使用許可申請書、領収書(控)、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (2) 歳出について

#### ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### イ 支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

#### (3) 現金の取扱事務について



窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 建築課

1 監査実施日 令和2年10月13日～10月14日

2 監査結果

(1)歳入について

ア 建築基準法確認許可等申請手数料等の収入事務について

長期優良住宅認定手数料及び建築基準法確認許可等申請手数料について、受付台帳、申請書、収入伝票、調定伝票、歳入予算差引簿等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ その他の収入事務について

コピー代について、領収書(控)、収入伝票、調定伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 補助金の支出事務について

抽出により既存住宅解体工事補助金、ブロック塀等撤去工事補助金、住宅省エネルギー改修工事補助金等の支出事務について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 上下水道部

### 総務課

1 監査実施日 令和2年11月11日～11月12日

2 監査結果

(1)歳入について

ア 水道料金の収入事務について

調定伺書、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 小水力発電による売電に係る収入事務について

調定、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

水道料金徴収時の窓口つり銭用現金は手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 工務課（浄水場を除く。）

1 監査実施日 令和2年11月11日～11月12日

2 監査結果

(1)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 支出事務について

支出負担行為伺書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 浄水場

1 監査実施日 令和2年11月13日

2 監査結果

(1)歳出について

ア 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられな

った。

#### イ 支出事務について

支出負担行為何書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

## 消防本部

### 総務課、予防課、警防課、消防署

1 監査実施日 令和2年12月21日

#### 2 監査結果

消防本部の財務関係書類は、予防課、警防課及び消防署の所管分を含め、全て総務課で起票し保管されているため、一括して総務課において書類を閲覧・確認した。このことから、監査結果についても一括して記載する。

##### (1)歳入について

###### ア 消防手数料の収入事務について

消防法及び生駒市火災予防条例の規定による許可申請等に関する手数料について、申請書、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

###### イ その他の収入事務について

消防団員等退職報償金受入金等の収入事務について、調定伝票、収入伝票、歳入予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (2)歳出について

###### ア 契約事務について

支出負担行為何書、契約書、入札関係書類、随意契約理由書、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

###### イ 支出事務について

支出負担行為何書等について閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (3)現金の取扱事務について

窓口つり銭用現金は総務課で手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し確認したところ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

##### (4)その他の事務について

郵券の保管・管理について、郵券受払簿及び郵券現物を照合・確認したところ、受払い及び郵券受払簿への記入は適正に行われ、確認した範囲内において適正に管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

# 議会事務局

1 監査実施日 令和2年10月15日

2 監査結果

(1)歳入について

コピー代等の収入事務について、調定伝票、収入伝票等を照合・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(2)歳出について

ア 議長交際費の支出事務について

現金出納帳を閲覧・確認するとともに、手持現金の残額を実査し確認したところ、確認した範囲内において管理・支出処理は適正に行われ、特に指摘すべき事項はみられなかった。

イ 政務活動費の支出事務について

支出負担行為伺書、交付決定通知書(控)、歳出予算差引簿等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

ウ 契約事務について

支出負担行為伺書、契約書、入札関係書類、見積書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

エ その他の支出事務について

支出負担行為伺書等を閲覧・確認したところ、確認した範囲内において法令等に基づき適正に処理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。

(3)現金の取扱事務について

資金前渡による現金については手提げ金庫にて保管・管理しており、また、手提げ金庫の保管物について実査し保管・管理状況を確認したところ、確認した範囲内において適正に保管・管理されており、特に指摘すべき事項はみられなかった。